

事業主各位

一般社団法人塩那労働基準協会

会長 石川 裕之



第3回職長教育の開催

清秋の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当協会の運営につきましては、多大なるご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生法第60条には、

- ・新たに職長の職務に就いた者
- ・作業中の労働者を直接指導または監督する者

に対して、安全又は衛生のための教育を行わなければならないと規定されています。

つきましては、この条文に準じた標記教育を、下記により開催いたしますので、該当労働者に受講させ、労働災害防止に努められるようご案内いたします。

なお、法改正により、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業の業種も対象となっておりますので、ご注意ください。

記

- 1 期 日 令和7年12月3日(水)～4日(木)
- 2 会 場 栃木県立県北体育館（大田原市美原3-2-62）
- 3 受講料 17,930円 （税込・テキスト代込）
- 4 定 員 24名 （1事業場4名まで。定員になり次第締め切ります）
- 5 申込み 下記によりFAXで当協会に申込みください。
順に、受講票及び受講料請求書を送付いたします。
※電話での予約は一切受付ません。
- 6 その他 ・昼食は、各自持参ください。
・令和7年11月26日(水)より、キャンセルによる返金は致しかねます。

職 長 教 育 申 込 書

令和 7年 月 日

事業場名				業 種		
所 在 地	〒			電話番号		
				担 当 者		
ふりがな 受講者		生年月日	西暦	役職		
ふりがな 受講者		生年月日	西暦	役職		

(一社)塩那労働基準協会 FAX 22-8911

※この名簿は、職長教育研修の目的以外使用いたしません。

※この名簿により修了証を発行いたしますので、氏名は略さず楷書で記入願います。

職長教育カリキュラム

と き/令和7年12月3日(水)～4日(木)

ところ/栃木県立県北体育館

1 開 講

2 講 師 労働安全コンサルタント 橋爪 良行

▶1日目

科 目	時 間	単位(H)
第1編 職長の役割	8:50～9:50	0.5
【法第60条第2号に掲げる事項】	(休憩10分)	2.5
第2編 職長の職務	10:00～11:00	
第1章 指導及び教育の方法	(休憩10分)	
第2章 作業中における監督及び指示の方法	11:10～12:10	
< 昼休憩 12:10～13:00 >		
【法第60条第1号に掲げる事項】	13:00～14:00	2.0
第3章 労働者の適正な配置の方法	(休憩10分)	
第7章 作業手順の定め方	14:10～15:10	
【法第60条第3号に掲げる事項】	(休憩10分)	1.5
第9章 異常時における措置	15:20～16:20	
第10章 災害発生時における措置	(休憩5分)	
	16:25～16:55	

▶2日目

科 目	時 間	単位(H)
【法第60条第3号に掲げる事項】	8:50～9:50	2.0
第6章 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	(休憩10分)	
第12章 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の 創意工夫を引き出す方法	10:00～11:00 (休憩10分)	
【法第60条第3号に掲げる事項】	11:10～12:10	4.0
※法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及び その結果に基づき講ずる措置に関すること	(昼休憩12:10～13:00)	
第4章 設備の改善	13:00～14:00	
第5章 環境改善の方法と環境条件の保持	(休憩10分)	
第8章 作業方法の改善	14:10～15:10	
第11章 リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク 低減措置	(休憩10分) 15:20～16:20	

3 修了試験

4 修了証交付

5 閉 講